

2010年（平成22年）5月25日

各 位

会社名 株式会社 ティン
代表者名 代表取締役社長 市野 諒
(JASDAQ・コード番号 7217)
問合せ先 取締役（管理課担当）那須 賢司
(TEL. 045-810-5511)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月25日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」に関して、平成22年6月23日開催予定の当社第27回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- ① 当社が上場している大阪証券取引所の「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例」第7条の規定を受け、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図るため、会社の機関として監査役会および会計監査人を新設し、所要の変更をおこなうものであります。
- ② 取締役および監査役が職務の遂行にあたり役員の実任者の責任を明確化し、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役および監査役の責任を会社法第426条第1項に基づき取締役会決議により免除することができる規定を新設するものであります。なお本議案の提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- ③ 社外取締役および社外監査役としてふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役の責任限定契約および社外監査役の責任限定契約を締結することができる規定を新設するものであります。なお本議案の提出につきましては監査役全員の同意を得ております。
- ④ その他上記の変更にともない、条数の変更をおこなうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

取締役会決議	平成 22年5月25日（火）
株主総会開催日	平成 22年6月23日（水）

以上

定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)、(2) (条文省略) (新 設) (新 設)</p> <p>第 5 条～第 30 条 (条文省略) (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)、(2) (現行どおり) <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 30 条 (現行どおり) <u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役 (員数)</p> <p>第 31 条 当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>第 32 条～第 33 条 (条文省略) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第 32 条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>第 33 条～第 34 条 (現行どおり) (常勤監査役)</p> <p><u>第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知)</p> <p><u>第 36 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u> (監査役会の決議方法)</p> <p><u>第 37 条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもっておこなう。</u> (監査役会の議事録)</p> <p><u>第 38 条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をしなければならない。</u> (監査役会規程)</p> <p><u>第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>

<p>第 34 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 35 条～第 38 条 (条文省略)</p>	<p>第 40 条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p><u>(選任)</u></p> <p>第 42 条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかった場合は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 45 条～第 48 条 (現行どおり)</p>
--	---